

亀和田・北赤塚地区活性化計画

栃木県鹿沼市
栃木県
平成21年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	亀和田・北赤塚地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	鹿沼市
地区名(1)	亀和田・北赤塚地区
計画期間(2)	平成21年～平成25年

目 標 : (3)

本地域では、農業従事者の高齢化が進む中、農業の担い手育成とともに、水田のフル活用による自給飼料の増産や良好な水田環境の維持し、農業従事者の農村における定住化を促進し、農村の活性化を図ることが重要な課題となっている。

このため、本計画については、鹿沼市水田農業推進協議会と連携を強化し、生産調整に取り組む一つの手法として、食料自給率向上に寄与する飼料用米の生産拡大を推進し、水田機能の向上や地域農業の活性化を図り、当地区の農家戸数を平成20年度142戸に対して平成25年度134戸の減に留めることを目標に掲げ定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要：

本地区は、鹿沼市の南部水田地帯に位置し、黒川と小倉川に挟まれ地域で、水稻を基幹とし主にイチゴ、ニラの園芸作物との複合経営を行っている。

平成16年度より受益面積130haの経営体育成基盤整備事業を実施しており、土地利用型農業の規模拡大と大型機械の効率的運用による生産体制の確立及び農業生産性が向上した地域である。

また、本地域は、平成20年より亀和田北赤塚営農組合が転作作物としてカウントされる新規需要米(飼料用米)の生産を開始し、その飼料用米は、当地区の隣接地にある飼料会社(商社)を通じ、東北自動車道を経由して宮城県石巻市の飼料メーカーに出荷している。

現状と課題

近年、主食用米の需要量の減少から、生産調整の実効性確保のため転作作物の拡大が地域の課題となっている。しかし、生産者の高齢化等により労力の掛かる転作作物の新規導入が思うように進まず、耕作放棄地の発生や農家所得の減少等による経営意欲・地域活力の低下が懸念されている。

本地域では、平成20年度より新規需要米である飼料用米の作付を開始したが(19.8ha)、乾燥調整作業は各自の乾燥機、又は、近隣の営農組合ライスセンターで対応せざるを得なかった為、出荷量の約3分の1は、紙袋での出荷となり、調整作業・運搬時間等、効率的な作業が出来なかった。

また、平成21年度からは単収が高い飼料用米専用品種であるモミロマンの生産を行う予定であり、コンタミ防止や収量の増加に対応する労働時間の削減、主食用米との区分を明確にのため、飼料用米専用の乾燥調整施設を整備する必要がある。

今後の展開方向等(4)

転作作物としてカウントされる新規需要米(飼料用米)の作付け面積の拡大を目指し、飼料用米専用の乾燥調整施設を整備し、食料自給率向上、農地の保全、農業経営の安定化を図り地域の活性化を目指し農家人口の定住化を図る。

併せてH20年における本地区の飼料用米作付面積19.8ha(水稻生産実施計画書)を計画終了のH25には42haに拡大することを目標とする。

(記入要領)

1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度

の期間を記載する。

3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
栃木県鹿沼市	亀和田・北赤塚地区	新規需要米生産製造連携支援	亀和田・北赤塚営農組合	有	イ	H21～H25

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

亀和田・北赤塚地区(栃木県鹿沼市)	区域面積 (2)	252ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該地域の総面積252haのうち農用地面積は211haで83.7%を占め、農家数は世帯数の51.6%を占める。		
法第3条第2号関係: 農業人口の減少、高齢化の進展、さらには、米の消費量の減少による転作面積の拡大により、新規転作作物の導入が進まず、農村地域の活力が低下している。新規需要米(飼料用米)による水田有効活用により、良好な水田環境の維持、生産基盤を確立し農業所得を増加させ、経営意欲を向上させることにより、定住化を促進する。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している地域は含んでいない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
											市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農家人口については、鹿沼市の人口調査及び現地確認調査により区域内農家戸数の変動について評価する。
飼料用米の取組面積については、新規需要米取組計画における面積で確認をする。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。